

# Weekly Report

第694号  
令和5年4月17日

鈴木恒夫税理士事務所  
株式会社鈴木経営センター  
TEL 029-275-4333  
FAX 029-275-4500

e-mail [kaikei@suzuki.email.ne.jp](mailto:kaikei@suzuki.email.ne.jp)  
<http://www.szk-accounting.jp/>

## 令和5年度改正による電子帳簿保存の見直し

令和5年度税制改正により、電子帳簿等保存法の見直しが行われます(令和6年以後に適用)。

### ◆電子取引データの保存制度に関する見直しは

電子帳簿等保存法は、①電子的に作成した帳簿書類を電子データで保存する「電子帳簿等保存」、②紙の請求書や領収書等を画像データで保存する「スキャナ保存」、③請求書や領収書等の電子データを授受した場合に要件(改ざん防止や検索機能等)に従い保存する「電子取引」に区分されています。

このうち、帳簿書類の保存義務がある全ての事業者に関係する③の「電子取引」は次のような見直しが行われ、令和6年以後の電子取引に適用されます。

### ◎検索要件を不要とする措置の対象者の見直し…

…税務調査等の際に電子取引データのダウンロードの求め(税務職員への提示等)に対応できるようにしている場合に検索機能の確保要件を不要とする措置の対象者について、①基準期間(前々期)の売上高が5千万円以下(現行1千万円以下)である

事業者に拡大、②電子取引データの出力書面を日付及び取引先ごとに整理された状態で提示等ができる事業者を対象に追加します。

◎新たな猶予措置の整備……令和4年度税制改正により設けられた宥恕措置(電子取引データの出力書面による保存を認める)は本年末で廃止となります。令和6年以後は、要件に従って電子取引データを保存できない相当の理由があり、税務調査等の際に電子取引データのダウンロード及び出力書面の提示等の求めに対応できるようにしている場合は、保存要件を満たしていない状態でのデータ保存を認める猶予措置が新たに設けられます。

## 少額な返還インボイスの交付義務免除

本年10月から始まるインボイス制度では、インボイス発行事業者が国内で行った課税資産の譲渡等について値引きや返品、割戻しなどの売上げに係る対価の返還等を行った場合に返還インボイスの交付義務がありますが、令和5年度税制改正により、税込1万円未満の値引き等である場合は返還インボイスの交付義務が免除となりました。

例えば、売手が負担する振込手数料相当額(税込1万円未満)を売上値引きとして処理している場合には、その売上値引きに係る返還インボイスの交付義務は免除されます。

この措置は全てのインボイス発行事業者が対象となり、適用期限のない恒久的な措置となります。

## マイナポイントの申込期限は本年9月末

マイナンバーカードを本年2月末までに交付申請した方に対して最大2万円分のポイントを付与する「マイナポイント第2弾」の効果もあり、本年4月16日時点でのマイナンバーカードの申請件数は約9645万件、人口に対する申請率は約76.6%となっています。

政府は、マイナポイントの付与が確実に行われるように、対象者がマイナンバーカード取得後にポイントを申込みことができる期限を再延長し、本年9月末までとしています。